
令和5年 第3回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和5年6月20日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和5年6月20日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第36号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第4 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情
- 日程第5 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第6 陳情第5号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情

(追加議案)

- 日程第7 議案第37号 南部町既存CATV線撤去工事に関する契約の締結について
- 日程第8 発議案第7号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第9 発議案第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 日程第10 発議案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第11 発議案第10号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書
- 日程第12 発議案第11号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
- 日程第13 発議案第12号 国に対し、適格請求書保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書
- 日程第14 発議案第13号 改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書
- 日程第15 発議案第14号 「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の撤廃を求める意見書
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告

追加日程第1 発議案第15号 議長に対する不信任決議

追加日程第2 発議案第16号 町長に対する問責決議

日程第3 議案第36号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第2号)

日程第4 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情

日程第5 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第6 陳情第5号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情

(追加議案)

日程第7 議案第37号 南部町既存CATV線撤去工事に関する契約の締結について

日程第8 発議案第7号 地方行政調査特別委員会の設置について

日程第9 発議案第8号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

日程第10 発議案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第11 発議案第10号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

日程第12 発議案第11号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

日程第13 発議案第12号 国に対し、適格請求書保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める意見書

日程第14 発議案第13号 改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書

日程第15 発議案第14号 「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の撤廃を求める意見書

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(14名)

1番 埜田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田 子 勝 利君 書記 亀 尾 真 哉君
書記 杉 谷 元 宏君
書記 角 田 亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 土 江 一 史君
教育長 福 田 範 史君 病院事業管理者 足 立 正 久君
総務課長 大 塚 壮 君 総務課課長補佐 石 谷 麻衣子君
企画政策課長 田 村 誠 君 デジタル推進課長 美 甘 哲 也君
防災監 田 中 光 弘君 税務課長 三 輪 祐 子君
町民生活課長 渡 邊 悦 朗君 子育て支援課長 芝 田 卓 巳君
教育次長 岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 水 嶋 志都子君
病院事務部長 山 口 俊 司君 健康福祉課長 前 田 かおり君
福祉事務所長 泉 潤 哉君 建設課長 岡 田 光 政君
産業課長 藤 原 宰 君 監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

4 番、滝山克己君、5 番、米澤睦雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。（「議長、動議を求めます」と呼ぶ者あり）

2 番、加藤学君。（発言する者あり）

○議員（2 番 加藤 学君） 南部町議会議長様。議長不信任の動議。議長の不信任を要求する。提出者、南部町議会議員、加藤学、同じく亀尾共三、同じく真壁容子。

不信任の理由……（「ちょっと待って」「まだ早いです。まだ早いです。そこまでです」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学議員から議長不信任の動議がありました。また、13 番、真壁容子議員の賛成の発言がございますので、動議は成立いたしました。

副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 02 分休憩

午前 9 時 12 分再開

○副議長（板井 隆君） では、再開いたします。

追加日程第 1 発議案第 15 号

○副議長（板井 隆君） 議長と交代をいたしました副議長の板井隆です。

議長不信任案動議による発議案第 15 号、議長に対する不信任決議を追加日程第 1 として日程に追加することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板井 隆君） 御異議なしと認めます。

なお、追加議事日程につきましては、会議規則第 21 条ただし書の規定により、議長の報告により配付に代えますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板井 隆君） 異議なしと認めます。

発議案第 15 号、議長に対する不信任決議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にするこ

とに決定いたしました。

追加日程第1、発議案第15号、議長に対する不信任決議を議題にします。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時14分休憩

午前9時15分再開

○副議長（板井 隆君） では、再開します。

提出者である加藤学議員から提案説明を求めます。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。

発議案第15号

議長に対する不信任決議

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年6月20日 提出

提出者	南部町議会議員	加藤	学
同	同	亀尾	共三
同	同	真壁	容子

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

議長に対する不信任決議（案）

今議会で明らかになった、町が非公表としている、統合保育園の用地選定・候補地の内容を町長が政治団体である「清和会」で説明した件については、自治体と議会の在り方の根本が問われる重大な問題である。

議会の在り方として、議長の姿勢を問い、議長不信任決議としたい。

第1に、政策提案をする執行機関と、議決権を持つ議会との政策決定の経過は、公の議会で行われ、公開が原則である。これは議会制民主主義の根幹にかかるものである。

今回の事態は、議会にも説明できない「非公表」内容を一部議員の集団に町長が説明し、議員

に意見を求めるという行為であり、これは、原則公開の立場から大きく逸脱する。事情を知りえた議長としては、当然是正をはかり、執行機関と議会との正常な関係を保持すべく対処しなければならぬにもかかわらずそれを怠ったことは、議長の職責を果たしているとは言えない。

第2に、議長は、議会を代表するものであり、議長の地位は議会全体の権威と結びつくものでありその中立性と尊厳性を保つためには不偏不党に徹すべきである。

今回のような、一部の議員に町の重要な政策が、しかも非公表の内容が明らかにされた時点で、執行機関と議会との不正なあり方を是正すべく対応すべきであるはずだ。そのことを怠り、結果として、議員間に情報の差別化をもたらした。ひいては、町長提案の賛否の如何であったり、少数議員への差別につながる事態を議会として行ったということになる。このような事態を避けるべく対応するのが議長の本来の姿勢であるはずであり、それを怠った責任は大きい。

第3に、不偏不党に徹すべき議長が、議会の政治団体である「清和会」に属していることである。政治団体である「清和会」は全員が議員で構成されておりここでは、議案について、町長の議案に反対する意見に対し、賛成の意見調整をする場ともなっている。議長の中立性を保持するためにも、議長は「清和会」から離脱すべきである。

以上の点を指摘し、議長の不信任を決議する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

.....
以上です。

○副議長（板井 隆君） 決議案の説明がありました。

この不信任の説明に対し、質疑があれば求めたいと思います。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。第3のところに、議長は政治団体である清和会から離脱すべきであるというふうにありますけれども、議員必携には国会の場合、特例があって、政党から離脱しなさいということが、記載があります。清和会という政治団体から離脱すべきという何か根拠がありますか。

○副議長（板井 隆君） では、質疑に対する答弁。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 荊尾議員から先ほどの不信任決議の中の第3の内容で、議長の中立性を保持するためにも議長は清和会から離脱すべきであると。この点に対して議員必携の中か

ら、政党から離脱ということは理解できるがという内容ですね。政治団体から離脱すべきという根拠はどこにあるのかという内容ですが、政治団体とは何かということに関わってくると思うのです。私も政治団体とは一体どういうものなのだろうか、政治団体としての清和会っていうのは、どういう性格持っているのだろうかというのをこの議案を提案する際に考えてみたし、調べてみました。政治団体というのはこういうふうの規定されています。1、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、または反対する、こういう団体であるということ。2つ目には、特定の公職の候補者を推薦し、支持し、反対することですよね。3つ目には、このような政治上の主義を支持したり反対したり、特定の公職の候補者を応援したり反対したりすることによって様々な活動を行っていく、このことを政治団体と位置づけているわけですよね。

それで、この清和会というのは鳥取県の選挙管理委員会にもきちっと政治団体として出されている政治団体です。恐らく目的は政治資金団体として活動するためにしたのかというふうにも理解できるのですが、この1番、2番の内容から見たら、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、または反対すること。これってやはり日本でいえば政党政治を取っていますから、自分の賛成する、反対するところに属してその意思表示を行っていくという政治団体だということ分かりますよね。2つ目には、もっと詳しく特定の公職の候補者を推薦するって書いてあるわけですよ。

南部町の清和会の様子を見れば、申し訳ないですけども、町長、町の国政選挙の得票等を見れば、いわゆる与党と野党の数字っていうの、そんなに変わらんとするんですけども、この議会で見ると清和会というところに一致してる11人と共産党の3人なんですよね。そしたら、政治的に国政政治をどうこうするっていうところでもないじゃないですか。

何をやってるかっていったら、11人が集まって南部町のこの議会対応を考えていらっしゃる。その議会対応をやっているのは明らかに町長の議案に対して賛成か反対なのか、意見書案について賛成なのか、反対なのかっていうこと皆さんなさってるわけですよね。それって意見調整ですし、ここにも議長が入ってたとしたら、この町議会をどうするかというところで、議会にはいろんな幅広い意見があって、不偏不党にしていけないといけないところから反すると。だからこれは政党ではなくって、政治団体についても不偏不党を旨とする議長は当然離脱して、公正な議会運営をすべきだということだというふうな考え、ここに出ています。以上です。

○副議長（板井 隆君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。南部町議会では、いわゆる政党に所属しておられる党派は共産党議員さんと公明党議員さんです。それで、それ以外はいわゆる無所属というこ

とで党には所属してなくて、そういうものでその政治団体という清和会をつくっているわけです。それを今、真壁議員の答弁だとそういうふうになすというような言い方なんですけど、それはどうなのかなと。

質問としては、今のは真壁さんが言われた回答なんですけども、僕的にはいわゆるきちっとした党に所属している議員と無所属の党の議員ということで、この政治団体ということと政党に所属しているというところの、今、政治団体の説明はしてもらいましたけれども、我々がじゃあ、荊尾は党に所属しているわけではありませんので、推薦をもらってるとかそういうことではないので、何かそこの辺が明確でないように思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（板井 隆君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 荊尾議員のおっしゃってるのは、自分は政党の議員でもないし、政治団体に属しているだけなのに、あたかも政党に属しているような扱い方を受けるのはおかしいんじゃないかっていうこと言ってらっしゃるんですよね。（「ええ」と呼ぶ者あり）先ほど私が政治団体とは何かと言ったのは、私は専門家でもないのだからこの政治団体とはどういうこと指すかということ調べてきました。一番分かりやすかったのが東京都の都議会が出している、選挙管理委員会が出している政治団体の説明を今、述べたわけです。

それで、荊尾議員がおっしゃってるのは、自分は政党に属してないって、ほとんどの議員が無所属だっておっしゃるんですよね。実際そうだと思うんです。選挙無所属でやってきましたよね。ところが、その無所属で出てきた方が議会に入ったら政治団体である清和会に共産党以外の方が属してるわけなんですよ、どこの政党を支持していようが。そういうところで荊尾議員は、自分はいろんなところ支持してるし、政党に入ってるわけじゃないからいいんでないかというんですけども、そこで言ったのが、政治団体とは何かという説明を今、させてもらったんですよ。政治団体というのは何回も言うように、政治とつくことは、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、または反対すること、これを政治団体と呼ぶんだって言うんですよ。2つ目には、もっとちゃんと書いてある。特定の公職の候補者を推薦、支持し、反対すること。3つ目が、この1つ、2つのために活動していく、いろんな幅広い活動していくことを政治団体っていうんですよ。そこから見た場合、南部町の政治団体は清和会がどんなふうにつえたのか知りませんが、自分たちのだけで政治団体しようというのやない。県に登録までして政治団体ですということ、こういうふうな政治上の政治団体が動くという根拠示してるわけですよ。もしそれが分からんというんだったら、政治団体つくられた方がこれ勉強してからつくったほうがよかったん違います。

そこから見たら、国政団体や政党は、自民党支持する方も、公明党支持する方も、民主党支持

する方もいらっしゃるわけでしょう。その中でつくって何を根拠にするかっていったら、南部町とする、あなた方が一致するのは南部町の議会議員ですよ。ということは、南部町の議会議員の中で構成してるということは、この南部町での政治的な問題は何かっていったら町のことですよ。どちらかといえば2番目の特定の公職の候補者を推薦、支持し、反対すること、これに該当するんじゃないですか。違うっていうの、反論されたらいいですよ。そういうことであなた方は共産党から出る町政への意見に対して調整をしてきたのが清和会ではなかったんですか。もしそれが違うというのであれば、政治団体の名前を県に言って外したらいいんですよ。勉強する会とか、よく言ってるからつくったらいいんじゃないですか。ということは、つくってる皆さんが政治団体としての責任を持ってこれに答えらんといけんと思うんですよ。

そういうことでいえば、当然、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、反対する。個人的にはあっていいでしょうけども、議会として議場のこの場に清和会をつくってる中で、議長がそこに属することは不偏不党の立場から外れると言ってるんですよ。御理解いただけたでしょうか。だから、政治団体で自分がそうじゃないと思うんだったら外れたらいいんですよ。無所属で堂々と活動したらいいんです。（「自由だがん、それは」と呼ぶ者あり）そういうことを言ってるんですよ。だから、荊尾議員が……（「分かった」と呼ぶ者あり）政治団体の解釈は真壁の解釈ではなくって、持ってきたこれは通常、政治団体は何かとして言われてることを述べただけであって……（「もう分かった」と呼ぶ者あり）これは県の選管に聞いても同じこと言うと思います。（「だから政党ではないんだけど」と呼ぶ者あり）

○副議長（板井 隆君） ほかに質疑はありませんか。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。この不信任決議（案）なんですけど、この第3番目に、町長の議案に反対する意見に対し、賛成の意見調整をする場となっているということが書いてあります。私はしょっちゅう執行部案に反対をしております。そういう面からしてこの記述はちょっとおかしいんじゃないかと、ちょっとこの意見を求めたいと思います。

○副議長（板井 隆君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 所属されている議員の皆さんの中にはそういう矛盾を抱えた方が多くいらっしゃると思うんですよ。清和会の中で意見調整するとき、意見調整という言葉が気に障るようでしたら議案の審査をする際、このことについては賛成、反対っていう意見も出てくると思うんですよ。でも、結果として、加藤議員も指摘したように、議会というのは公の場で審議することであって、議決もこの議会の中で、本会議の中で行われるわけです。審査は委員会の

中でも行われてるわけですよ。そこに結果としてしょっちゅう反対の意見があるのであれば、それは反対の意思として議会の議案のときに賛成、反対の意思を示すのが議員の第一の仕事ですから、そこに反映されてこなければいけないのではないかと思うんですね。（「そうやってますが」と呼ぶ者あり）

それで、そういうところから見たら、それは意見書ではありますよ。あなた方の言ってるのは意見書のことですよ。意見書は当然出てくるでしょう。だって、私たちは国政に対する、与党に対する批判出してることを、与党も野党も一緒になってる清和会で当然意見の違い出てくるからそういうことになるでしょう。今言っているのは、町の議案に対してのこと言ってるんですよ。議案に対して意見があるというのであれば、この本会議場で堂々と議案に対し、町長の提案してくる、町長の提案って書いてありますが、ここに。町長の提案してることに堂々と反対すればいいんですよ。（「そうやってますが」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○副議長（板井 隆君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ですから、清和会の中でそういう意見調整が出たときに、はっきりと私はこれは反対しますということで本会議場でもやってるじゃないですか。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）それに対し、こういう文書の書き方はおかしい。この文書は直していただきたい。（「訂正」と呼ぶ者あり）

○副議長（板井 隆君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 直せとおっしゃいますが、直したら賛成していただけますか。（「しません」と呼ぶ者あり）でしょう。そういうことなんですよ、結局。あなた方は幾ら言っても私たちは今回、これまでの議会と清和会の在り方を見てまして、本来は公に話をすべき内容であるところを、意見調整と、結局は勉強会といいながら、ここに書いてあるのは町長の議案によって書いてあるんですよ。意見書は書いてませんが、町長の議案に反対する意見に対し、あなた方は賛成の意見調整をやっているのが現状じゃないですか。そうじゃなかったらもっと堂々と清和会の言ってることを述べて、提案してくる内容について言いたいこともっといっぱいあるんじゃないですか。それを公にしていきながら住民の声が反映した政策にしていくというのが議会の役目ではあるはずなんですよ。そういう点でいえば、清和会というのはやっぱり事前調整していると。もうそれは明白で、それしかないですよ。これやり方見とったら、政治団体で、何をする政治団体かということ、それしかないんですよ、見えてくるのが。以上です。

○副議長（板井 隆君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ちょっと真壁議員、清和会に対する偏見が多過ぎる。（「偏見じ

ゃない」と呼ぶ者あり)といたしますのが、我々は清和会の中でフリーにトークしてるんですよ。だから私は反対ですということに対して、清和会は絶対それに対して反対はしません。清和会にはいわゆる保守、革新、いろんな皆さんがいらっしゃいます中で、それぞれの皆さんで意見を尊重してやってるんですよ。そして私は議会でも、例えば国保会計にしたって、真壁議員は賛成しておられたんですけど、私は自分の考えで是々非々ではっきりやっております、議会で。ですから、この文章は、これ出されるときにやっぱりちょっと直していただきたい。意見調整じゃないんですよ。反対意見もあれば賛成意見もある。じゃあそれでやってくださいねということで清和会はやってるんですよ。その辺のことをもうちょっと理解していただきたい。以上。

○副議長（板井 隆君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 米澤議員のおっしゃってることは、米澤議員が自分はどうしてきたということあるんです。そしたら私、お勧めするのは、もう清和会抜けて、本当に無所属でやられたら一番分かりやすいんじゃないかと思うんですよ。それと、百歩譲って米澤議員がこれを取ったら、不信任決議に賛成するというのであればちょっと時間取って考えましょう。そういう内容ですよ。結局そう言いながら、何回も言うのは、米澤議員がそう言おうと政治団体というのはそういうものだっていうことなんですよ。（発言する者あり）そこですよ。もしそうであればもう一回考え直して政治団体を解散して、自分たちの勉強会したらいいんですよ。当然、政治団体とは何かという点で見れば……（「あなたに言われることじゃないです」と呼ぶ者あり）意見調整をしていて、政治団体だから言うんですよ。政治団体というのは何をしてるかという、町長の議案に対して調整してる場ではないですか。（発言する者あり）政治団体は政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、または反対すること。特定の公職の候補者を推薦し、支持し、反対すること。今聞いとったら、雑多の集団で賛成、反対も言ってるんだ、反対でもするんだっていうの、これは明確な意味では政治団体って言わないじゃないですか。（「何にも分かってない」「そういうことより議長の脱退の話しないや」と呼ぶ者あり）何回もおっしゃいますけども、私は質疑に答えているんです。やじを飛ばしなさんな。（「分かった、分かった」と呼ぶ者あり）ということで、私たちは、議長はこの政治団体である清和会から離脱すべきだと言ってるということなんです。

○副議長（板井 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板井 隆君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（発言する者あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。私は、この議長に対する不信任決議（案）に反対をする立場で討論をしたいと思います。

先ほども質疑を行いましたけども、議長の不信任ということで議長が清和会に所属しているから、そこから離脱すべきだという主張でございましたけども、我々のやってることは、決して町長の後援会でもございませんし、そんなこともちゃんと町の政策に対して是は是、非は非ということをやってきておるところでございます。

その中において議長の立場をいえば、議長ということで清和会をリードしていくとか、引っ張っていくというか、どんどん意見を言ってこういうふうにとというような、議長は議員必携にもありますように、議会の中立性と尊厳を保つ立場であるということがちゃんと書いてありますので、こういうことをきちっと理解した上で景山議長は所属もし、会の中でもおられますので、全く今この出てきた不信任決議（案）の内容ではない。ましてや、議長の不信任なのか、清和会がいけないのか、この書きぶりを見ると非常に違うなというところも感じます。いろんなことを言いたいですけども、今はこの不信任決議（案）に対して全く当たらず、反対すべきと考えてます。以上です。

○副議長（板井 隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長に対する不信任決議を上げることに賛同します。

先ほど反対討論の中で、あたかも清和会から離脱すべきことが主目的のように言い、そういう質問がずっと続きましたが、この加藤議員が読み上げた議長に対する不信任決議の第1番目と第2番目について何ら反論もできないし、質疑もできないということですよ。

一番言っているのは、これは議会制民主主義の根幹に関わること、公開をしていない、非公開の場で町が、町長が非公表としてる内容言ったことに対して、知っている議長が何ら是正のために動かなかつたことをまず第一に指摘しています。

2点目には、これは議会を代表する中立の立場からいえば、議会の重要な施策の中で本来非公表となっている内容が一部の議員に知らされ、一部の議員には知らせていない内容があるということ。その判断をどこでしているかということ、例えば町長に反対したり賛成したりするその違いでしていること、または多数政党と少数政党、とりわけ日頃から町政に対して意見や批判を述べ

ている。議会としては当然の活動している議員を差別をして情報提供したこと、そのことに皆さん方は何ら触れることができないわけです。

それで、私は、ここに書いてあることの中の重要さというのは、このやっている清和会に話をして、事前に話したこと、このことがどういうことをもたらしたかということです。私は清和会のメンバーではありませんが、話したことには全然気がつかないし、知りませんでした。ところが、一般質問を提出したときに、これまで用地の問題とかしていた議員が質問なさらないんですよ。3月議会でもう結果が出ているはずなのに、この3か月間何をしとったのかと、当然私は出てくるはずだと思っていました。ところが、一般質問、通告したら、皆さん出されていないわけですよね。私は、正直思ったのは、このときにはほかの議員たちは何か聞いてるんだなというふうに率直に思いました。その間、聞いてたらぼろぼろぼろぼろいろいろな意見が出て、最終的には町長が議会でお認めになったんですよ。

それで、あなた方は、清和会は政治団体だけれども、別に町長の応援団でも何でもないと言います。全協の中では清和会は勉強会だと言っていました。仮に勉強会で町長を呼んで聞いたとすれば、あなた方議員のすべきことは、公の場で自分の議会活動に役に立つために勉強会したのではなかったんですか。あなた方のやられたことは、説明を聞いてそのまま公の場所で質問することができなくなって黙ってしまった、こういうことではないですか。このことが議会の民主的発展にどのように貢献するんですか。本来であれば勉強会の内容を聞いて、一般質問や予算の中で堂々と自分の意見を述べて、政策立案に参加していくというのが議員の姿ではないのでしょうか。結果として、非公表の公にされてないところで聞いたもんだから、何も質問できなくなったというのがあなた方の態度じゃないんですか。これは是正すべく、議会の民主的な在り方から見たら大きく後退する内容です。

そういう内容から見ても、私は皆さんと一緒に原則公開で、町と議会の関係でいえば、町が提案してくる内容には、今度は議決権を議会が持っているわけですよ。そこでは、その政策立案過程については、公の場所で話することという、このことは議員必携や地方自治法に明記されているわけです。法律を守りながらやっていくことを考えれば、今回の議長の態度は議会制民主主義の根幹に関わるその立場からと、議会の中での少数政党への差別をそのまま見逃してやってきた、このことについては非常に重大な議長の責任と考えています。その立場から私は不信任決議を支持し、上がることを望んでいます。以上です。

○副議長（板井 隆君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 先ほどから伺っていますと、真壁議員は政治団体清和会の存在が悪いと言っていることではないんですよね。そのことを踏まえて反対討論をしていきたいと思いますが、先ほどから議員必携という、議員必携の話が出ております。議員必携にある議長の権限というところがあって、一つ、議場の秩序を保持し、議事を円滑に運営すること。二つ、議会の招集後の運営は全て議長が主宰すること。三つ、事務局職員を指揮監督して、議会事務を統括処理することなどなど、様々な権限を有しており、議会運営に際しては中立性と尊厳性を保たなければならないとあります。

一方で、公選により選ばれた一個の政治家である。ふだん政治活動に励むことは住民の代表として当然のことである。また、目的や政治信条を同じくする仲間と集い、研さんを深め、住民の福祉に資することもまた当然である。

南部町のテーマの一つである保育園の統合について、あり方検討委員会が閉じているのにもかかわらず、執行部からの報告もない状態こそ異常な状態である。清和会は、そのことに対して厳しく対していくことは正当な行為である。議長は一個の政治家として参加しているのであって、清和会の中でさきに述べた権限を使うことは問題になるけど、そうでなければその限りでない。つまり、何の問題もないのである。しっかりと政治活動を邁進していただきたい。エールを送り、反対討論としたい。以上。

○副議長（板井 隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。私は、発議15号に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほど反対者からあったんですけども、議員必携ですね、私もこれ読んでおります。一番大事なことは、議長のやることは何かというと、統一性、いわゆる中立性、そして公平に扱うこと、このことを責務を議長としては持っているわけなんです。

先ほど反対者が言われたのは、議員活動のことを言われたんですが、一個人としてはやられるんですけど、しかし、議会の総意として選ばれた議長のやり方というのは、これ違うんですよ、やっぱり。きちんと議会を正常に動かして、公平、中立にやるということが一番の責務なんです。

日常の活動については、私はとやかく申し上げませんが、特に私が主張したいのは、清和会というその政治団体に議長が入ってやるということ自体がそもそもおかしいと思うんです。仮におったとしても、そこまでは許されるとしても、土地のことを今までずっと非公開だ、公開をしないと言っていたのを堂々と清和会の中で聞かれたら、町長は言ったわけなんです。そのような

ときに議長がもし、議長で清和会に入ってるわけですから、そういう場合には当然議長としては、これは公平、中立性を破ることだ。こういうことを聞いて、当町長が答えること自体がおかしい。だからそういうことを発言はやめなさいというのが当然のことであって、それを許してること、このことに対して議長は大変な大きな問題を起こしたと思います。だから、私はこの不信任というものの、ぜひ賛成多数でやって、そういうことをするのが当然だと思いますので、そのことを主張して、私は、皆さんぜひ賛同していただくことをお願いして発言とします。

○副議長（板井 隆君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田司朗でございます。発議案第15号、議長不信任決議（案）に対する反対討論を行いたいと思います。

今までの説明がございましたので、議長の人となりにつきまして賛同を得たいと思います。令和2年10月29日に第6代南部町議会議長に就任され、その間、議長は今日に至る中、就任して2年8か月、誠心誠意議長職を務め、議会の公平性、透明性を確保し、協同で得られた民意の下、自由な討論を行い、必要となる政策提言、政策立案などの実現を図るために率先して取り組まれています。議会事務局へは毎日近く出向き、事務局、副議長との打合せ等、支障、落ち度のないよう頑張っている議長の背中を見て、頼もしく拝見しているところでございます。

私は、議長の職務を見ておりますが、議長は職務を全身全霊全うしております。よって、その不信任案には撤回を求め、反対討論とする次第でございます。以上です。

○副議長（板井 隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。先ほど白川議員の論調ですけれども、本会議場での議会運営の解釈の部分と、本会議を離れた部分で、この場合、離れた場合は一介の町議会議員だっていう、そういうふうな分けた考え方で話されているのではないかと思います。本会議場での議長の議会運営に関しては確かに否定するようなところではありませんが、今回問題になっているのは、本会議の場を離れた部分での議長の在り方を問題にしているのであって、この部分では解釈が違うと思います。

それから、仲田議員、先ほど人となりについて話をされましたけれども、これに関してはそもそも反論の部分にはなっていないのではないかと思います。

私のほうで、追加で発言させていただきますけれども、鳥取県議会の選挙管理委員会の中で清和会の分に関して調べると収支報告書が出てきます。その中で一番新しいのが令和元年度分の収

支報告書、この中ではいろいろ、先ほど言われてますけれども、政治団体の区分としてその他の政治団体というのが清和会になってます。この令和元年度分の報告書においては、代表が景山浩さん、それから会計責任者が板井隆さんになってます。これたしか一番最初の立ち上げたときは代表は景山浩さん、それで会計責任者は細田議員だったんじゃないかなと私、記憶してるんですけども、これを見る限りでは、鳥取県の選挙管理委員会の中ではいまだ代表は景山議員が兼ねているっていうことになってます。これ訂正されるのか間違っているのか、鳥取県議会の選挙管理委員会は事務を行っているのかよく分かりませんが、これを見る限りでは議長が現在まだ代表になっているということが、これは一部問題ではないかっていうことを発言として、賛成の立場として意見とさせていただきます。以上です。

○副議長（板井 隆君） 原案に反対の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。この案については反対の立場からさせていただきますが、まず、単純に明快に言いますと、景山議長、町議長ですけど、一議員でございます。また、清和会については今、加藤議員が言われました。これは清和会として直さないけん。いまだに景山さんが代表だということは今、あり得ませんので……（「直してあります」と呼ぶ者あり）ちゃんときちっとなってると思いますけど、されてないということはちょっと問題だったと思います。

また、これに今るる説明が真壁議員からありましたが、米澤議員との質疑にしましてもこの一番、第3について、こういうことが文書を出されて、それが不信任の発議案、3の案であるということ自体が、中身について一つも勉強されておられません。もしも清和会が政治団体という届出をしていなければ、これはまだ問題になっておると思います。それが団体に届出してあるから堂々と執行部を呼んで勉強会もできる、そういう政治団体だと私は思っております。

今回の場合でも、ちゃんと堂々と政治団体として清和会が執行部を呼んで勉強会をいたしました。それでどこが悪いだろうか。中身についてはあるありまして、非公開のを公開したのが問題だって言われましたが、そこまで私たちは追求もしてませんし、出せってことも言っておりません。ただ、呼ばれて勉強して、だけど中身について、これは今出したらやばいんじゃないだろうかというの、判断は清和会会長及び景山議長という、景山さんが、これは土地の絡みですので、今出したら、土地っていうのはやっぱり利害かかりますので、これは言ったらいけんじゃないかということで止めたのは事実だと私は思っています。

中身についても清和会の、町長にこびを売るか、町長に対する賛成するとは、一切ございませ

ん。米澤議員が言われたように、米澤議員はもっと厳しいですよ。町長、何だこれは、さっぱり言われますよ。私も言いますよ。厳しいこと言いますよ。そのような勉強する団体です。そのようなことで、一応、景山議長、一議員としてこの清和会でそういう執行部呼びまして、清和会って政治団体があるから呼べるんです。そこで勉強をすることで、一つも議長に対する不信任に値しないと私は思ってして、これに関しては反対いたします。

○副議長（板井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板井 隆君） これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程されました発議案第15号、議長に対する不信任決議を採決いたします。
日程追加いたしました動議に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（板井 隆君） 起立少数です。よって、本動議は否決されました。

議長交代のため、暫時休憩いたします。再開を10時5分とします。

午前 9時55分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 動議。（「動議に賛成します」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 動議案を提出します。内容は、町長に対する問責決議です。
（「動議に賛成します」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子議員から町長問責決議の動議がありました。また、2番、加藤学議員の賛成の発言がございますので、動議は成立いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

.....
午前10時11分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

追加日程第2 発議案第16号

○議長（景山 浩君） 町長問責決議動議による発議案第16号、町長に対する問責決議を追加日程第2として日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） なお、追加議事日程につきましては、会議規則第21条ただし書の規定により、議長の報告により配付に代えます。

発議案第16号、町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第2、発議案第16号、町長に対する問責決議を議題にします。

ここで暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

提出者である真壁容子議員から提案の説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君）

発議案第16号

町長に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年6月20日 提出

提出者 南部町議会議員 真壁容子

同 同 亀尾共三

同 同 加藤学

南部町議会議長 景山 浩 様

——別紙を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

別紙

町長に対する問責決議（案）

去る6月14日、町議会本会議一般質問に対する町長答弁で、町がこれまで住民や議会に公表しないとしている、統合保育園の用地選定結果と候補地について、これまでに町長が、一部の町議会議員で構成されている政治団体「清和会」に「公務で説明」していることがあきらかになった。

公には「公表しない」との答弁を繰り返し、住民や議会に何ら公表せず、町長が一部の議員にその内容を「公務で説明」したことについて、町長は謝罪の弁はおろか、反省の姿勢も示していない。

ここに、地方自治のあり方と議会制民主主義の根幹にかかわる姿勢が町長に問われており、町政に混乱をもたらしたことを指摘し、町長に猛省を促したい。

第一に、自治体の執行機関と議会の正常な運営を崩し、議会制民主主義を全く理解していないという点である。

戦後制定された日本国憲法には、民主国家形成に欠かせない「地方自治」について一章を設け規定している。地方自治では、首長には執行権、議会には議決権と二元代表制をとっている。長、議会とも直接公選による機関であり、互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場にある。

議会というのは、自治体の具体的政策を最終的に決定するのが一つの使命である。「政策は執行機関から議会に提案されるが、議員は、本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通して政策形成過程に参画し、最終的な政策の決定を行う」と議員必携にも示されている。ここで言っているのは、議決が必要とされる案件については執行機関と議会でのやり取りは公開が大原則ということだ。

今回の事態は、町長は町として何を公表し非公表とするかの規定やルールが曖昧のまま、「非公表」とし、住民や議会に公表しない内容を、職員には「非公表」を求める一方で最高責任者の町長がそれを怠り、しかも一部の議員に説明し非公開の場で「理解」を得ようとしたことである。これは町長と議員のなれあい、癒着であり、執行部と議会の公正なあり方を逸脱したものであり、民主政治とは程遠いやり方といわねばならない。このようなやり方では、公の議場での政策立案の過程がおろそかになり、町政や議会への不信とつながるのである。

今後、このような議員への事前の働きかけはやめるべきである。

第2に、非公表の情報を、議会多数でこれまで陶山町政を応援してきた政治団体「清和会」に

のみ、流したということである。これは、議会多数の政治団体への事前工作とみられても、弁解の余地はない。

議会にはもう一つの使命として、「執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視すること」と議員必携に明記されている。

今回の事態は、町長が、町政への批判・監視する使命を持つ議会に対し、特定の議員に、公開できない事前説明をしたことであり、現町政に賛成か反対かで情報提供で議員間に差別化をもたらした。これは、少数政党への差別に止まらず、町政に批判的な意見を排除して物事を進めようとする差別・分断を助長するありかたである。町民には様々な意見があり、その多様性を尊重することこそ町の姿勢であるはずだ。およそ人権の町を掲げる町長にあるまじきあり方だと指摘せざるを得ない。

第3に、町として非公表にしている内容を、一部の議員に「公務として説明」したとし、町政に混乱をもたらしたことである。

町は統合保育園の用地選定は、非公表で行う旨を再三言明してきた。それは副町長の答弁でも明らかである。町の「非公表」の方針は公務で働く職員やあり方検討委員会の委員たちにも課せられている。職員や、検討委員会の委員は、その職責として非公表を守っているのである。「非公表」の指示を出した町長が「非公表」の内容を一部議員に漏らすなど、職員や、検討委員に対し、信義にもとるものである。「公務」としてそこに公務員を使うのは公私混同も甚だしいと指摘せざるを得ない。町政をいたずらに混乱させるべきではない。政策の決定に迷うのであれば、住民に町が考えていることを伝え、意見を聞くべきではないのか。「万機公論に決すべし」こそ、住民が望んでいることを肝に銘じるべきである。

今回の事態について、町長としての誤りを率直に認め、住民と議会に謝罪し、検討委員会の選定内容を住民に明らかにすることである。また、「事前工作」ともとれる、特定議員への「説明会」なるものは今後やめるべきである。

以上の点から、町長には猛省を促し、問責決議とする。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） 提案に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束博信です。町長問責決議（案）に対し、反対の立場で討論させていただきます。ただいま町政の行政上重大な責任問題ということで決議案が提案されました。私は、この決議案に反対の立場であります。

町長は就任以来、3C、いわゆる3つの理念として南部町の将来に向けてつなぐ、変える、挑戦するを掲げて、そして五つの挑戦の具体的項目を上げ、その目標達成に向けて日夜努力されているところであります。その意図するところは、町民が将来とも生き生きと南部町で暮らしていける社会をつくり、つないでいくことにあります。少子化と高齢化が加速度的に進むこの南部町において、私はこの3つの理念と五つの挑戦について否定するものではなく、一刻も早くそういう社会を構築すべきと思うものであります。なんぶ創生、こども達がいいき育つ環境と人材育成、健康長寿のまちづくり、人と地球環境にやさしい共生のまちづくり、行財政改革、五つの挑戦、これらはいずれも取り組まなければならないものばかりです。

そういう意味において、町長は毎回の議会において町民のための施策を提案しており、真摯に対応していると感じております。中には予算的に不十分なものもありますが、限られた予算の中で配分しなければならないことは理解できるものであります。施策によってはどうしても優先順位となり、その順序にも配慮、苦慮したりしておられます。議員からの一般質問でもかみ合わないことがしばしばありますが、その質問に対しての意図は十分に理解され、全てではありませんが、施策の中で反映されてきているものがあると考えております。

今回、一部の施策のことで問責決議案ということを提案されましたが、町長の行政上の責任からすれば大きな問題とするものに相当するものではないのではないかと考えております。進め方などに疑問があれば議会の中で解決できるものであります。しっかりと議論していける環境こそ私たちが求めている議会ではないかと考えております。現在、議会改革調査特別委員会を設置しております。また、議会運営委員会も存在しております。私は、これら委員会の中で解決できる内容ではないかと考えますので、今回この町長の問責決議案には賛成しかねるため、反対討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に対する問責決議をぜひ皆さんと御一緒に上げたいと提案いたします。

内容については、先ほど読み上げた3点にわたってです。この今回、町長に対する問責決議を出すに当たって、これまでの町長の議会答弁での内容等を振り返る機会がありました。

それと同時に、私が一番疑問に感じましたのは、住民や執行部、住民に対して執行部、副町長はじめ、課長等も、議会にも出さない内容を非公表だということはどうして一部の議員の集まりのところに話さざるを得ない状況になったのかっていうことが一番の疑問でした。町長としてそのようなこと分からない、今まで長年やってきて、それをしゃべるこの意味はどういうことかっていうのを十分承知の上でなさってきたと、これはなぜであろうかということを考えざるを得ませんでした。

と同時に、このような大事な施策のときに自分たちが決めたルールを無視して話ししなければならぬほど何らかの事情で言わなければならなかったのではないだろうかというふうに考えざるを得ませんでした。

ここで指摘しているように、議会というのは、これはどこでもされているように、町長が提案をし、議会が議決する以上は、公の場所で公正な手続にのっとって、議事録をはじめ、政策立案過程を住民に明らかにするために、原則議会は公開されているわけです。その公開された中で、これまで保育園の民営化、民間移管問題ですね。統合、定数削減、こども園化、民間移管の話を何回も本会議場にわたって討論、一般質問してきたわけです。その中で町長は統合問題を子ども・子育て会議の結論として説明し、民間移管については行財政審議会の結論をもってそれを説明してきたわけです。今後、こども園化にすることと民間移管をどのように説明するのかというのが、一つの私の何度も議会でする目的の一つでした。

この中で分かることは、これまでこのように大事な4つのうちの2つの指定管理している保育園をなぜ今、民間移管しないといけないのか、このことが財政的にも、住民サービスの向上からも議会で納得いく説明がされていなかった。

数字については、財政問題では議会に出された、行財政運営審議会に出された内容と違うものが議会に出てきて、その訂正するどころか、その説明も曖昧なままで進んできているわけです。どこの町にもあり得ない保育園を自分たちが造って、町立保育園をなぜ民営化、指定管理しているその保育園をなぜ民間移管しないといけないのか、このことについて具体的な、何ら町長自

らの回答ってなかったわけですね。それを見たときに、これ用地選定問題も一体誰に相談しとったんだらうかっていうのが一番考えたことです。この中で言えば、町長は議会に説明することを後に回し、中で、議会で再三明らかって、内々に民間移管の相手である伯耆の国と相談していたってという内容も答弁の中で出てきました。

この間の議会では、その伯耆の国に対しても公私連携協定結ぶかどうかとも分からない、こういうことも執行部の口から出てきたわけです。何ら具体的で整合的な説明できない中で、この用地問題が出てきたときに、誰が一体決定していくのか、どういう理由で住民に納得いく説明ができるのか。このときになって町長は何をしたかという、今度は議会の議決機関である一部の議員を集めてその内容を説明してきたということになるのではないのでしょうか。そういうことから見れば、何ら自分で判断せず、そのことについては他の審議会や団体の結論だとしてきたことは、これは町にとっては、今回の保育園の民間移管は具体的に整合的に説明することができないということになるのではないかというふうに私は今回のこの清和会への話ししたことについて考えました。

そういうことを考えれば、今回、政治団体の清和会に、清和会のほうから説明してほしいといった内容で町長が住民に漏らせない内容を、今議会でも説明する予定のなかった内容を清和会に話してきたということは、その用地問題をどうするかということで何らかの暗礁に乗り上げているんだらうというふうに理解せざるを得ないわけです。そのときに議会がそれを聞いて、町長とすれば、そこで説明するということが、理解を得るためにしようとしたわけですね。そういうことは本来、議会と執行部の中ではあってはならないやり方だと、二元代表制を取っておれば正々堂々と皆さんに、住民に話しすればよかったことではないかと思うのです。全員協議会で町長に聞いたら、相談をしたかったと言っていました。相談をしたければ検討委員会の3つの候補地を明らかにして、住民に対する公聴会等取りながら意見を聞いてまとめていくというのが本来のやり方でないでしょうか。

そしてもう一つ、町長が相談をしたかったというのであれば、この問題だけではなく、絶えず議会では本会議だけではなく、委員会等でも真摯な意見が議員から飛び交い、課長たちにきつい注文をしたりとかしているわけです。その場所に出てきてどうして聞こうとしないのか。こういうことをしないで相談したいといって、非公式にあり得ないような一部議員の中に非公表とする中身を説明してきたってということは、これは議会制民主主義を全く理解していないし、自分の政策を十分説明できないまま本会議での、何とか乗り切ろうということ考えたというふうに理解するしかないわけです。第一義的な責任は、町長がこのような議員を使って事前の説明会をした、

このことについては、町長の立場としては議会制民主主義とはいえないからやめるべきだというふうを考えています。

そして、もう一つは、議会の少数……。議会への差別を持ち込んだというのはここに書いてあるとおりです。

3つ目の混乱をもたらしたという点でいえば、これは個人同士の信義の問題でもあると思うんですが、この非公表にしたことはいいか悪いか別として、町の方針としては非公表とするということを、町長以下それを定めとったわけですよ。職員にはそれを守るべく動いているわけですよ。それをいつきも協議もせず、非公開とせず、公表するということも確認しないで、町長自らどうしてそれを職員にしゃべらせることができるのか、これが公務と言えるのか、このことも町長として厳しく問われなければいけないのではないのでしょうか。個人同士でもこのことは言ったらいけんけんねって話してること、一方の議員が言ったら信義にもって友情なんか崩れていくと違いますか。それが町長の仕事を統括していく、トップの町長が自ら決めておいて職員に課しておきながら自分はしゃべってもいいのだと、こういうことは到底許されるわけがないのは明らかではないのでしょうか。こういうことをしていれば住民への信頼関係なくなるし、職員としても本当に議会から聞いて、委員会とかで聞いた内容を実現していこうという気に本当になるのでしょうか。私は、そういう意味で非常に町長は住民だけではなく職員の中にも信用失墜行為をやってしまったという反省に立つべきだと考えています。

以上の立場から、私は町長には真摯な反省を促して、問責決議で町長はしっかりと考えていただきたいということを主張して、これに賛成いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） この件に関して14日だったか、真壁議員の一般質問のときの町長の答弁に端を発しておりまして、そのとき、町長の答弁では、共産党議員さんもそういうことをお呼びになられましたならば、何ぼでも説明いたしますっていう返事でございました。それをこのように公にされて云々っていうことになれば、もしも仮にも私が別の政治団体、会派を持ちましたならば、何で清和会ばっかし言うだ、私の会派にも説明していただきたいって、町長言われるように私もそこで申し込むと思います。話の内容が非公表のものが、用地選定の問題が出た、それをお聞きになられた清和会のメンバーの方も、今、何も決まってないこれの問題を出したならば、町民や住民が混乱を起こすんだらうと議長や清和会の会長さんが判断されて、これは駄目だねってことになったと思います。

もしこれが何も決まってないのに公表になれば、何でも皆さん御存じだと思いますが、土地問題ってというのは一番大変な、ナイーブな問題で、例えばあそこの場所にこういう土地を候補地として町が上げたというのがまだ決定もしないで出したならば、その地権者が、私、いろんな例見てまいりまして、虫食いってという言葉がある。大筋で皆さん合意しておられるかもしれませんが、一番大事な真ん中の土地はわざと反対して認めないと。行政上、政策上、絶対必要であろうということでありまして、そういうことでチョンボになったということが、たくさん私も見てまいりました。またそういうこともありました。町長もやっぱり町長という肩書ですが、一個人として、一陶山清孝さんとして本当に悩まれて、誰かに相談したかっただと思います。

この真壁さんの文書を読みましても、第3に、政策の決定に迷うときであれば、住民に考えていることを伝え、意見を聞くべきではないか。私たち議員も住民です。議員のバッジ外したときも議員です。人の意見を聞くという、やっぱりそういう判断も必要だったという、本当に町長自身も悩まれたと、そういうところに本当に悩んでおられた中で、議会でこのように追及し、問責って言うことはいかがなものか。私たち南部町議会、私個人もですが、そういう文化は南部町にありません。私はないと思っています。相談受けたら相談に応える。これに対してやっぱりまだ公表したらいけませんねという判断は、そのときの清和会の会長さんはじめ、議員さんはじめ、されたと思います。そのような内容でございました。

あとの文面は本当に真壁議員の言われるとおり、このような文面だし、そのようなことだと思いますが、一陶山清孝さんという町長の職を離れ、また町長として本当に悩まれたと思います。だから私も会派をもしつくるなら、このようにじかに本当の話をお聞きしてしかるべき、すると思います。このように公にする問題じゃないと思いました。一端の陶山町長の人間性をかいま見ることができまして、今回の問責については、町長職については、いろいろ問題はこの文面にあるようにあろうと思いますけども、今回はそこまでいく必要はないし、今度全協でも話されましたし、公になりました。堂々と皆さん方が意見を言って、ああだこうだ言って町長にそのような判断できることをお願いすることが大事だと思ひまして、この問責決議については反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。発議案に対して賛成するものがあります。

先ほど反対討論があったんですけども、何か清和会に話したんで、それがおかしいというんな

ら、共産党のほうも申し込めばいいじゃないかという、そんな子供のキャッチボールするようなことは言語道断ですよ。だって町のトップが今までこれは公開はしないということを、公表しないということを言って、そしてそれをずっと守ってたんです。私はもちろん、恐らく町の職員の方、課長も町の職員の人もこれは言ったらいけない、仮に知っておろうが知らないだろうが、知っておっても言うてはいけないんだということを固く胸に捉えて続けてこられたんです。

ところが、一つの政治団体だからといって清和会からこの申入れがあったら、さっさと非公表のことを公表するなんていうことは言語道断ですよ。もし本当に公表すべき段階であったら全職員もそうだけでも、議員に対して一部に言うんじゃないに、議員全員、実はもう公表の段階にきたから公表するでというのが当然であって、まさに分断と差別を生むこのようなやり方、トップとしては最低のことではないでしょうか。だって自分が公表しないということを断言しておいて勝手にそれを公表するという、しかも一部の議員に対してやるなんていうことはもってのほかです。本当に公平に扱うことをしなければ、議員同士の間でもお互いが不信を考えて、これは民主主義の世の中かということをお私、思います。もちろん清和会がやったんだから共産党もやれということと言われるけども、それはおかしいことであって、やるのであれば、公表するのであれば、一斉に公表するのが当然だと思います。

それから、土地の問題は非常に難しいということで私もそうだと思いますが、しかし、事前に公表してそれで壁にぶつかったと、町長の考えですよ。ぶつかった場合に、それはやっぱり、こういう問題を決めているんですけども、大変な状況に、壁にぶつかって困ってるんだと、いかがでしょうか、いい知恵はないだろうかということをお意見を聞くのが当然じゃないでしょうか。議員では駄目であったとすれば、町民の方にも打開策はないだろうかということをお言って、そしてみんなが喜ぶ、みんながよかったなというまちづくりするのがトップの姿勢ではないでしょうか。一つの集落に置き換えても、区長さんがこういうことをやりたいけど、これは他言無用だよと言って、一部の人には、実はこうこうこういうことなの、こんなこと言われたらその集落は壊れてしまいますよ。私は、集落であろうと町であろうと、やっぱりトップがやることは、約束したことは約束を守っていく、このことをやるべきであって、まさに今回の問責決議を出してるが、当然であって、今回はやっぱり町長にも反省をして、そして申し訳なかった、このことを言うのが当たり前だないでしょうか。そのことを申し上げて、私の賛成の意見とします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、滝山克己君。

○議員（4番 滝山 克己君） 4番、滝山克己です。提出されました陶山清孝町長に対する問責

決議（案）に反対の立場で討論をさせていただきます。こういう機会はなかなかないので、何を言うか分かりませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。

決議案の内容でございますが、統合保育園の場所選定で、町長はじめ、副町長、担当課長、恐らく担当者にも、そして保護者の中から選定委員の方々もいろいろ御苦労があったものと私にはよく分かるところでございます。そして、現在の保育所の場所から候補地を数か所選定し、点数制で最終選定がされておりました。しかしながら、本当にこの場所を最終選定場所として公表をしてよいものかどうか熟慮の上、信頼の置ける議員のグループに相談されたものであります。もちろん口外無用の条件付でなされたものでございますが、このような形で公開することになり、関係者の皆様に対し申し訳なく、残念な気持ちでいっぱいだろうと推察いたします。

公共施設の場所選定、そして最終的に決定し公表するまでには細心の注意を払い、非公表で行うのが常であります。誰かに相談されていることもあるのではないかと容易に推察できるのではないかと考えます。一部の人にだけ公表し、自分たちに公表がなかったからうそをついたというのではなく、正式な場所決定の公表がなされるまでの現在の意見を申し上げ、静かに推移を見守っていききたいというふうに思った次第でございます。このことから、問責決議（案）に反対をいたすものであります。今の場所をどういうふうに話をこれから持っていけるかを静かに見守りたいという意味でございますので、よろしくお願いをいたします。以上のことから、反対の討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。先ほど長束議員のほうから大きな問題ではなく何らかの場で改善できるのではないかというお話が出ましたけれども、これは大きな問題であり、当然何らかの場で改善するものであるというふうに思います。

それと、細田議員のほうから自分が会派をつくるのであれば、当然説明を求めるという話でしたけれども、今回、真壁議員の一般質問の中では、大体58分の時点で副町長のほうから、これは公表する問題ではないという発言があったすぐ後に、町長のほうが、いや、実はある政治団体のほうに説明したっていう、このことが一番大きく問題になってるところです。細田議員のほう、会派をつくってあるのでは求めるっていうことでしたけれども、そもそも公表しないっていうことをずっと言っていた問題に対して、どの時点でどういう団体が、これ説明求めるっていう、そういうことができるんでしょうか。これも一理問題にあると思っております。

それと、私、この問題の中で再発防止策について、これ求めておりましたけれども、今回は今、

町長に対する問責決議の話が進んでいるだけで、今回の再発防止、どういうことになるのかについて、これ全く進んでおりません。これ先ほど長束議員のほうで、何らかの場で改善できるって発言がありましたけれども、ぜひこの問題、改善できるのであれば、その場で再発防止策についても検討していただきたいということを申し上げて、賛成の立場としての討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。私は、この町長に対する問責決議に反対の立場で討論させていただきます。

まず、気になっておりますのは、もう第2に書かれております「これまで陶山町政を応援してきた政治団体「清和会」に」というところで、私は、清和会のほうが陶山町長に対して、後援会でもないし、応援してきたという言い方にはちょっと抵抗を感じますし、その次に書いてあります「議会多数の政治団体への事前工作」というくだりですけれども、説明を受けたときにもそういう事前工作のような賛同を求めるだとか、そういったようなことはあっておりませんし、清和会の中でもいろんな意見がありました、それを意見をまとめたこともありませんし、説明を受けてそれぞれの議員が考えられたというふうに思っています。

先ほど来からありました公表のことですけれども、それはそれぞれの議員が用地のこともあろうし、今、公表すべきではないんじゃないかというふうに意見をされてきたんじゃないかなというふうに思っておりますので、強制も何もしていません。

それから、町長説明、あり方検討委員会が終わってその結果が出ておりましたので、その結果を聞いて、場所も地図に落ちたものを見せていただきました。町長のほうもその中であり方委員会の評価のほうを皆さんがどう考えられるのかなというところが、御意見も聞きたかったところだというふうに思いますし、先ほど細田議員も言われましたけれども、悩んでおられたんじゃないかなというふうに思っています。その中でいろんな意見を聞かせてもらって、自分が最終判断を下そうと、それから公表だということだと思います。

また、用地の関係では、この公表前に地権者の方に、候補地としても上がっているけれども、もしそういうことになれば協力していただけますかというような内諾や、いうところを取り付けておいても、これは普通にあることじゃないかなというふうに思っていますので、地権者の方にもそれなりに説明はしておられると思っています。

そういった今までそれぞれの議員が説明、反対理由も述べられましたが、私は先ほど冒頭に言

いました事前工作でもありませんし、こういう問責決議に関しては反対していきたいというふう
に思います。以上です。（「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 原案に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。この問責決議、反対の立場で討論します。

まず、清和会、ずっと出ています。まず、清和会の理念は、町政のスムーズな運営を進めること
が町民の皆さんの利益につながるということをまず大きな理念として清和会というものがあり
ます。そのために問題点はないか、改善点はないかを執行部の方と勉強会として討議をします。
それが何が悪いんでしょうか。清和会として対応している。ましてや、今回のことについても清
和会から町長へ依頼をし、説明を受けたということです。そこの根底にはあくまでも町政のスム
ーズな運営、全てを賛成するわけではありません。そこでは、さっき言ったように改善すること
もしていただきながら、最終的に町政のスムーズな運営を基本理念として、清和会としてこれま
で対応してきているつもりです。

そして、最後のところ、「今回の事態について、町長としての誤りを率直に認め、」、事前工
作とも言われる特定議員への説明会、説明をしてくださいと言ったのは清和会です。その中で町
長は説明をした。私たち議員はそれぞれ町民から負託を受け、代表として出ている議員です、一
人一人が。その説明を受け、町民の方から何か疑問点とかあればそれを説明する。いつも共産党
議員団は言ってるじゃないですか。町民に説明ができない、だから説明をしろ、それと同じだ
と思います。それが公であろうが、清和会が開催する勉強会の中でそれを対応しようが、それは一
議員、一団体の考え方、それでいいのではないのでしょうか。町民へ何ら不利益を与えるような行
動は、清和会は全くしておりません。町民の方の利益につながる、そこを一番の目的として清和
会は動いている。町長もそれに対して対応していただいた。町長に対する問責決議、全く必要な
いということで討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

発議案第16号、町長に対する問責決議を採決いたします。

日程追加いたしました動議に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 賛成少数です。よって、本動議は否決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時15分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第3 議案第36号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第36号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第36号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第2号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第36号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 陳情第2号

○議長（景山 浩君） 日程第4、陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で採択すべしと決しております。

その理由として、学校を取り巻く状況は教員不足が叫ばれており、働く現場が大変だと認識している。少人数学級の検討については、コロナ禍において、生徒を半数にして登校することを経験した教員がやりやすかったと言っている点からもよいことであり、ぜひとも検討すべき。

また、長時間労働を是正するなど、抜本的な制度の改善が必要である。教員の働く環境を改善するため、国が動くべきであり、この陳情については全面的に賛成をするものである。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第5 陳情第4号

○議長（景山 浩君） 日程第5、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題いたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める陳情について審議をいたしました。

この陳情は、地方自治体の仕事量が年々増加している。例えば戸籍の氏名に振り仮名をつける、森林環境譲与税の配分を見直しを求める等、現在の時節の内容、非常に旬であるということ、いろいろそういうことで審議を行いました結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第6 陳情第5号

○議長（景山 浩君） 日程第6、陳情第5号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 陳情第5号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で採択すべしと決しております。

その理由として、保育所等保育施設の職員配置基準については現在国も支援しており、力を入れている。これから充実していくものであるし、南部町でも国の制度に合わせて陳情を採択すべきと考える。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第5号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情を採決いたします。
委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第7 議案第37号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第37号、南部町既存CATV線撤去工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案第37号、南部町既存CATV線撤去工事に関する契約の締結について。

南部町既存CATV線撤去工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南部町既存CATV線撤去工事でございます。契約の方法は、一般競争入札でございます。契約の金額、8,195万円でございます。契約の相手方は、株式会社中電工米子営業所、所長、細田武明でございます。

以上、よろしく御審議お願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 追加議案の契約について質疑いたします。昨日の全員協議会で光ファイバ整備事業についてのこの中身を聞いてきたところです。その中から3点です。

1点目、工事内容で光ファイバ整備化により不要となった既存の配線や機器の撤去を行うというところで、同軸ケーブルが14万5,000メートルという、145キロメートル、光ケーブル約2,000メートル、PS柱ですか、84本。ノード、増幅器等の撤去というふうに書いてあります。この費用に約8,100万のお金がかかっていくということなんですけども、一つには、この今回撤去する同軸ケーブルや光ケーブル等でも耐用年数が来ていないのもあるというふ

うな説明でした。ということは、このような契約をするときには、これ膨大ないわゆる撤去の機器の量になると思うんですけども、これは今まで町の財産であったんですけども、こういう場合には、この同軸ケーブル等の財産価値のようなものは、この契約の中に町からそれを買って取ってというようなことにはできなかったということなんでしょうか。それが一つです。

もう一つは、2つ目には、この中からどれぐらいの産廃物が出るかということ、産廃は約4%だっているふうに全協等でも聞いてきました。例えば地方自治体が工事をするときに、産業廃棄物等出た場合は、その産業廃棄物がどのように処理されるかっていうことを地方自治体ではつかんでおく必要があると思うんですけども、この場合はそういうことをしなくていいのかという点が2つ目。

3つ目は、ファイバー事業の参考資料の1のところ、表の下に、今後、定例議会の全員協議会においてこの欄に変更箇所を記載していくということもありました。これが直接関係してるのかどうか分かりませんが、この工事請負契約の変更というのが契約してからしょっちゅううちの議会には出てくるわけです。今回のようにもう撤去するものが分かっている、工事の内容も分かっているときに、例えば今後どのような形での変更契約っていうのがあるというふうに想定しているんですか。この3点です。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、美甘哲也君。

○デジタル推進課長（美甘 哲也君） デジタル推進課長です。御質問のありました3点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目です。こちらの撤去する同軸ケーブル、光ケーブル等について財産価値があったかどうかということですけども、こちら確かに同軸ケーブル、大量に撤去いたします。それについて有価物といいますか、そういったものが買い取っていただける、売却できるという可能性はございますので、こちらにつきましては請負業者のほうに指示しまして、そういった売却の検討するように指示したいと思います。売却のほうが仮にできたということでありましたら、その売却益につきましては当然請負額から差し引きしまして、町が発注した工事の代金額に反映させると、減額させるということを手続したいと思います。

2点目です。廃棄物の産廃処分費ですね、こちらについてどのようにつかむのかということですけども、マニフェストを提出していただくことになるとと思いますので、そちらのほうで把握していくということになるとと思います。

3点目です。今後の変更契約、こういったものを想定してるかということですけども、こちらのほうは撤去するケーブル、あるいは柱、あるいは機器等の数量が変更になることが当然想定さ

れますので、実績に応じて増減が生じるということを想定しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長がお答えくださった第1点目、撤去に対する財産価値、有価物として使えるのかどうかということを業者と相談していただくということについては、していただきたいというふうに思いますので、よろしくです。

2番目の産廃というのは、こういう場合の産廃のマニフェストというのは業者から町に出てくることになっていると、それは確認できるということですね。その確認です。

3番目の変更ですけども、この工事を聞いてたときには、例えば光ケーブルも、途中で光ケーブルに替えたんですね。それをまた今回は、当初の予定では丸々全部替えていくって言うことだったんですね。丸々、もう今までの光ケーブル使えるのって、使えないよって言うこと言うたんですけども、今の課長の答弁では、今後、変更するところで増えたり減ったりするというのは、置いておいてもいいというものが、使えるということと判断するということですか。そうではなくって、今、立てている予算の段階で分からなかったものが増えてくる予定があるということなんでしょうか。どちらなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、美甘哲也君。

○デジタル推進課長（美甘 哲也君） デジタル推進課長です。変更の可能性があるといいますが、例えば同軸ケーブルの撤去が今、145キロと見込んでおりますけども、数量が多少増えたり減ったりする可能性があるというところで、変更の可能性があるというふうに御説明いたしました。以上です。（発言する者あり）

失礼しました。マニフェストにつきましては御指摘のとおり、業者のほうから役場の発注者側に提出があるというふうに理解しております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第37号、南部町既存CATV線撤去工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第 37 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
（サイレン吹鳴）

日程第 8 発議案第 7 号

○議長（景山 浩君） 日程第 8、発議案第 7 号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨です。お手元の発議案第 7 号です。

発議案第 7 号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

——別紙を読み上げて提案させていただきます。

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第 109 条及び南部町議会委員会条例第 6 条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査事件

調査地、調査期間、経費及び調査方法

.....

以上です。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第7号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（景山 浩君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、白川立真君、同副委員長、荊尾芳之君。以上で結果報告を終わります。

す。

日程第9 発議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第9、発議案第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員会委員長、白川立真君から提出理由の説明を求めます。

民生教育常任委員会委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君）

.....

発議案第8号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年6月20日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 白川立真
南部町議会議長 景山 浩 様

.....

意見書（案）については、副委員長から朗読してもらいます。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員会副委員長、埜田光雄君。

○民生教育常任委員会副委員長（埜田 光雄君） では、別紙を読み上げます。

.....

別紙

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要だ。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第8号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 10 発議案第 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 10、発議案第 9 号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。

発議案第 9 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 荊 尾 芳 之
南部町議会議長 景 山 浩 様

別紙は副委員長が読み上げて提案いたします。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員会副委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会副委員長（仲田 司朗君） では、そうしますと、別紙のほうをお開きください。

別紙

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財

政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、下記事項の実現を求める。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載

事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）

.....
以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第9号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時48分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第11 発議案第10号

○議長（景山 浩君） 日程第11、発議案第10号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員会委員長、白川立真君から提出理由の説明を求めます。

民生教育常任委員会委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君）

発議案第10号

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年6月20日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 白川立真
南部町議会議長 景山 浩 様

意見書（案）については、副委員長よりお願いします。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員会副委員長、塚田光雄君。

○民生教育常任委員会副委員長（塚田 光雄君） 民生教育常任委員会副委員長の塚田です。では、別紙を読み上げます。

別紙

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書（案）

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在である。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じている。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人

が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界に来ている。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要である。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しない。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、下記事項の実現を求める。

記

1. 保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善すること。
2. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
3. 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策）

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第10号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 1 2 発議案第 1 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、発議案第 1 1 号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者である板井隆君から提出理由の説明を求めます。

10 番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10 番、板井隆です。

.....

発議案第 1 1 号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

提出者	南部町議会議員	板 井	隆
同	同	細 田	元 教
同	同	仲 田	司 朗
同	同	三 鴨	義 文
同	同	白 川	立 真
同	同	長 束	博 信
同	同	米 澤	睦 雄
同	同	滝 山	克 己
同	同	荊 尾	芳 之
同	同	塔 田	光 雄

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——別紙を読み上げたいと思います。

別紙

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、2019年度から地方自治体への譲与が開始されている。

譲与基準としては、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業就業者数、10分の3を人口で按分して譲与するとされており、その結果、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない自治体ほど基金への積み立てが多い傾向が見受けられる。

一方、我が町を含む山間部では、森林の有する多面的機能の発揮に向け、森林資源の適正な管理に取り組んでいるが、林業経営収支の赤字、境界の不明確や道路網の不整備、担い手不足等により十分進んでいないことが大きな課題となっている。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林環境譲与税が森林整備に一層活用されるよう、森林が多い山間地の市町村に森林環境譲与税の配分を抜本的に強化するなど、譲与基準の在り方について検討すること、加えて国の一般会計における林業予算を拡充することを強く要望する。

記

1. 森林環境譲与税の譲与基準の見直し
2. 循環型林業（皆伐・再造林）の推進
3. 森林境界明確化の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣

追加で少し補足説明もさせておいてください。午前中に荊尾総務経済常任委員長の発議でありました地方財政の充実・強化を求める意見書の特記事項の中にも含まれておりました。森林譲与税の人口配分の3割の見直しにもありましたように、例えば譲与税配分の全国第1位は横浜市、

4億円超です。次が大阪市、3億1,000万で、我が南部町は1,400万であります。

この意見書の提出に当たり、県町村議長会からの要請もありました。また、鳥取県西部森林組合からも景山議長へ同様の内容での陳情も出されており、意見書の提出となったことも付け加えさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第11号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第13 発議案第12号

○議長（景山 浩君） 日程第13、発議案第12号、国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から提出理由の説明を求めます。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。

.....

発議案第12号

国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の
延期・見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年6月20日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 真壁 容子
同 同 亀尾 共三

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の
延期・見直しを求める意見書（案）

2023年10月から適格請求書保存方式（インボイス制度）が始まる予定である。インボイス制度は事業者間の取引慣行制度を壊し、免税制度を実質的に廃止するものだ。適格請求書保存方式（インボイス制度）を発行するためには営業収入が少なくても課税業者になる必要があり、消費税納税の義務が生じる。また、課税業者が消費税の仕入税額控除を受け取るためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性がある。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度を契機とした廃業の増加や地域経済の衰退に拍車をかける恐れがある。加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば多くの混乱を招くことも想像できる。

よって、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

1. 国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 発議案第12号、国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書について、反対の立場で議論いたします。

2023年10月1日から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。インボイス制度とは、先ほども説明がございましたように、適格請求書保存方式のことをいいますが、所定の記載要件を満たした請求書などが適格請求書ということで、これがインボイスということでございますが、このインボイスの発行または保存によっては消費税の仕入れ税額控除を受けることが可能となってるわけでございます。

2019年10月1日の消費税率の8%から10%への引上げに伴い、食料品などに対して軽減税率が導入されました。2つの税率は並行して運用されている中、どの取引や商品にどちらの税率が適用されるかという、明確にする必要が出てきました。これによって正確な経理処理が可能となると期待されているわけでございます。今の制度では、免税事業者が消費税を納付しない場合や中小事業者が概算払いをする場合、本来納付すべき消費税額と差額、これ益税といいますが、合法的に生ずるため以前から問題視されてきました。

一方、税を徴収する側からは、適正な課税を確保するための仕組みという見方もできます。免税事業者とは基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者を指し、納税義務が免除されます。インボイス制度では免税事業者など、適格請求発行事業者以外から行った課税仕入れは原則として仕入れ税額控除を受けることができません。免税事業者はインボイスを発行できないからです。ただし、経過措置として、インボイス制度の導入から当分の間は一定割合の仕入れ税額控除が認められるということになっております。その期間は、2023年10月1日から2026年9月30日までは仕入れ税額相当の80%、2026年10月1日から2029年9月30日までは仕入れ税額相当額の50%ということで、仕入れ税額の控除割合がなっているわけでございます。

以上のことから、既に令和5年10月1日から実施するように現在進んでいるわけでございまして、発議案第12号、国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書については、私は反対するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。1990年3月26日、東京地裁判決で、司法の場で明らかになっているのが幾つかあります。この中で、消費税を支払っているのは事業者である、消費税は預り金ではない、免税事業者に益税は存在しない、こういった判決が出ております。この判決以降、消費税は預り金イコール益税は存在しない、こういったことが決まっておりますが、しかしながら、これらに関しては全く今まで報道されておりました。

一方で、この中で主にテレビ、新聞等で説明してきたのは、消費税は預り金的な性格を有する、こういった発言に変わっています。これがいつとき続きましたが、それが現在はいつの間にかそれもなくなって益税だという表現に変わっています。

それと、もう一点、今回、インボイス制度の導入に反対の意見を述べてきましたが、その中で一番大きな問題は、まず1点、今回、その代わり消費税率を上げなくて、しかしながら、消費税額を上げるにはどうすればいいのか、これを考えられた結果出てきたのが今回のインボイスの制度の考え方です。これをそのまま現在、国のほうで試算している金額では、インボイスを導入した場合、480億円、この金額が消費税率を上げなくても税額がこれだけ増えるっていう、こういう試算があります。つまり、国のほうは消費税率を上げた場合、多くの反対ができ、そして結局、これは政府の支持率を下げる。そういう結果を招かないためにどうしたらいいのか、そのために考えられたのが今回のインボイスの制度そのものです。

それと、もう一点、今回、先ほど仲田議員のほうから免税業者の話がありましたが、もし税率を公平に考えるのであれば免税業者をなくすこと、これが一番公平に考えられる考え方です。つまり、全ての業者が消費税を払う、これが一番公平な考え方です。ところが、国はこのことをやろうとしない。なぜか。それは、もし今回、全ての業者が消費税を払うようにするためには、今まで税務署から郵送していた書類一式、これを全ての業者に郵送しなければならない、こういうことになります。ところが、これらを作って郵送した場合、そうなった場合、逆に税収が減ります。経費のほうが高くなるからです。であればどうするか。現状の制度を維持して、その範囲内だけで税収額を増やすため、これが今回考えられたインボイス制度そのものです。国は今まで取れていなかった益税だった、こういうふうに言いますが、しかしながら、先ほど述べましたとおり、1990年の時点で国のほうでは益税は存在しない、こういう判決がはっきり出ております。

以上のことから、私は今回の発議案第12号、採択すべきという意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第12号、国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 賛成少数です。本案は否決されました。

日程第14 発議案第13号

○議長（景山 浩君） 日程第14、発議案第13号、改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から提出理由の説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第13号の提案をしたいと思います。お断りしておきますが、表題は改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書としております。この「マイナンバー法」というのは略した使い方、正式な名前は平成25年、法律として制定されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で、この改正の全面的な見直しを求める意見書になるのですが、マスコミやいろいろ見ておりましたらマイナンバー法というのが通称として使われておりますので、今回もそれを使わせていただきます。

発議案第13号

改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年6月20日 提出

提出者	南部町議会議員	真壁容子
同	同	亀尾共三
同	同	加藤学

南部町議会議長 景山 浩 様

——別紙を読んで説明に代えさせていただきます。

別紙

改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書（案）

健康保険証の廃止などを定めた改定マイナンバー法が国会で成立した後もマイナンバーカードを巡るトラブルが次々に明らかになっている。保険証の誤登録は命を危うくしかねない重大な問題だ。

医療現場ではすでに大混乱が起きている。全国保険医団体連合会が医療機関を対象に行った調査では、マイナカードを使った保険資格の確認で2,481件のトラブルが報告されている。その63.5%にあたる1,575件がシステムで「無効」「該当なし」と表示され、カードや読み込み機械の不具合も多数あったということだ。本人が持参した保険証で保険資格を確認した例が1,634件と保険証の提示でトラブルを切り抜けたケースが66%にのぼっている。保険証を廃止すれば混乱の拡大は必至だ。

マイナカードに他人の保険情報が登録されていた事例は、厚生労働省によると、7,300件以上確認されている。マイナカードの保有者が健康保険証としての利用に同意していないのに利用登録されていたケースも判明している。

改定マイナ法には、公金受取口座とマイナンバーのひもづけを促進する条項が含まれているが、本人ではなく家族の別の人の口座が登録されていた事例が判明し、大きな問題となっている。

政府はこれらのトラブルを2月までに把握しながら、公表したのは、改定案が衆院で可決された4月27日以降であった。政府の責任は重大だ。

世論調査（JNN 6月4日）では、マイナンバーの活用に不安を感じているとの回答が72%を占めている。

岸田首相は、この事態を受けシステムの再点検の指示を示す一方で、運転免許証、介護保険証などとマイナンバーカードの一体化を進めると表明した。（6月6日デジタル社会推進会議）

今必要なのは、マイナ保険証の運用をやめ、問題点をすべて究明することだ。2024年秋の保険証廃止は中止し、仕組みのあり方を全面的に見直すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田光雄です。発議案第13号、改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書の提出について、反対の立場から討論させていただきます。

マイナンバーの基本指針は、税、社会保障、災害対策分野で活用するというものです。3つの目的を持っています。国民の利便性の向上、行政の効率化、公平公正な社会の実現です。

私にも経験はありますが、行政などでいろんな手続を行うとき、幾つもの担当部署に行ったり来たりさせられたこともありました。大変ストレスを感じた記憶がございます。住民側も大変ですが、職員側のほうも負担が大きいものだと今は感じております。こうした課題を解決するために登場したのがマイナンバー制度です。各制度が一つの番号を使って個人の特定の各制度間の情報の突き合わせを自動化でき、行政の煩雑な手間が大幅に減ります。また、住民側も役所で待たされたり、数多くの書類をそろえる必要がなくなります。マイナンバー制度は自治体と住民、双方に恩恵をもたらす仕組みとなることを目指しているものだと思っております。

また、各種手続がオンラインでできることも住民にとっては大きなメリットだと考えています。従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診することで、これまでできなかった診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたよりよい医療を受けられるようになります。

現在、システムのトラブルや人為的なミスにより、大変多くの問題が生じております。チェック体制などの強化を求めるとともに、私たちも自分のカードをチェックして安心して使っていきたいと思っております。

オンラインではマイナポータルにログインし、注目の情報の最新の健康保険証情報の確認を押していただくと健康保険証情報のページが開きます。ページの中段辺りにあるあなたの健康保険

証情報から登録されている健康保険証情報が確認できます。また、市区町村が用意している端末、南部町にもございますが、御自身のマイナンバーカードでログインをしていただくと情報が確認できるようです。

適時の情報発信と対策は迅速に行っていただきたいですが、私たちにもできることは、確認して安心して使っていくことも大事だと考えています。行政側も住民側も煩雑な手間などが減り、時間などの有効活用も見込まれる制度だと思しますので、改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書の提出については、反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の改定マイナンバー法の全面的な見直しをぜひ皆さんと御一緒に国に意見書として上げたいという意見です。

一番最近、今日、6月の20日ですけれども、今日の新聞に世論調査の結果が出ています。それは6月の17日、18日に実施されたものですが、共同通信社の調査では来年秋に予定どおり保険証を廃止することに対して、延期または撤回を求めた人は72%を超えて72.1%に上った。同様な質問では、朝日は反対56%、毎日反対57%、半数から7割以上の国民が今回のマイナカード法の改定の一番の柱である保険証に加えて、おまけに紙の保険証を廃止するということに対して、今、大きな混乱が生じて、それをやめてくれというのが広がっているというのが現状だというふうに思うのです。

連日のように新聞報道なんかもトラブルを報じていますが、この先ほど述べた全国保険医団体連合会、ここではこれまでも5万4,259の医療機関に実施してきた実態調査を公表しているわけです。一番最近の資料では、これまで保険証があって2割、3割の負担で済むところが10割負担を請求された。要は保険証の確認ができなかったものですから、全部お金払うような件数があったというのが533件出ているということです。これも明らかに保険証の保険税ないしは料を払いながらも、この保険の適用を受けていなくて不便を生じさせた、そういうケースが現に出ているということではないでしょうか。

あと、皆さんもよく御存じのように、戸籍と個人のこの識別ができずに、漢字しか書いていない戸籍をマイナンバーのほうでしようとしたから様々な失敗が起り、家族内で違う人と結びつけたというようなことが起こっているということが報道されてきているわけです。

私は、このマイナンバー法等、いろいろ様々な技術が進歩する中で利便性や住民の福祉の向上に資することはあると思うんですが、とりわけこのマイナンバーカードになって、この国民健康

保険証のひもづけ、それと同時に紙の保険証をなくすということに対しての懸念と同時に、一番大きなのが個人情報の流出だというふうに考えていますし、実際そういうふうに世界中でも指摘されていることです。

地方自治体や国としては、まずどのような仕事を進めるに当たっても、憲法に保障されている個人の尊厳と個人の情報については守っていかなくてはならない、そういう立場でセキュリティーをしっかりとする、こういうことができて初めて国民に信頼できる制度ができるのではないかと思うんです。例えばイギリスなどでは2006年に法律が成立したが、その10年後、政権が替わった途端に廃止しているという状況もできています。今、まだデジタルIDで、どのようなやり方がいいかということで進められているということです。

それで、アメリカでは社会保障番号として使われていますが、なりすまし横行して毎年国民の7%に当たる約1,270万人程度がなりすまし被害に遭ってきている。また、韓国などでも13桁の住民登録番号で国民に番号あてがわれているんですけども、これでも年間延べで1億を超えるクレジットカードや預金口座の情報が流出するなど、大きな社会問題になってきている。比較的自分とこの政治に信頼を寄せてこれを進めてきているのがスウェーデンと言われてるんですけども、スウェーデンでも毎年約6万5,000人を超える方々のところでの情報流出が行われているというようなことも出ていました。

それで、先ほどいろんなことをひもづけていくとして国も言ってるんですけども、例えばドイツなどでは70年代に導入が検討されたのですが、プライバシーの侵害ということで、どういふふうにひもづけすることを国が選択しなくて、今ではどういふことをしてるかということ、今の日本に似てるのかな。税務や医療、年金、介護、それぞれで番号を振って行政分野別のやり方をしているということも全世界中で起こっていることです。

私は、今後いろんな方法があるにせよ、今、これほど国民健康保険証を義務ではないと言っているにもかかわらず、それをひもづけし、来年の秋にはもう紙保険証をなくしていくと言っているわけです。これは明らかに政府の二転三転した言い分であり、それは認められないというふうに考えています。

私は、ここでの考え直してほしいということは、紙保険証を廃止するのではなく、それをなくさないで進めていってほしいということと、今起こっている内容についていえば、今の在り方を中止して、どこに原因があったのかシステム全体を国の責任で見直して、地方自治体が安心して取り組めるようにしていくこと、これが最低限の責任だと思います。地方自治体からはどこでしたっけ、神奈川県で戸塚市でしたっけ、もうこれを使うことを一時停止しましたよね。そういう

ところが出てくる可能性も大いにあるというふうに考えています。少なくとも私は、紙の保険証はなくさないで維持すべきだということだけでも一致してこれを上げたいと思いますので、ぜひとも御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第13号、改定マイナンバー法の全面的な見直しを求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 賛成少数です。本案は否決されました。

日程第15 発議案第14号

○議長（景山 浩君） 日程第15、発議案第14号、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の撤廃を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から提出理由の説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。

発議案第14号

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の撤廃を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年6月20日 提出

提出者	南部町議会議員	亀尾共三
同	同	真壁容子
同	同	加藤学

南部町議会議長 景山 浩 様

——それでは、別紙を朗読いたします。

別紙

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に
関する特別措置法」の撤廃を求める意見書（案）

今年度から5年間の防衛費に4.3兆円もの巨額をつぎ込む「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下防衛力財源法）が、6月16日、参議院で可決し成立した。

岸田政権が昨年末に決めた安保3文書は、2023～2027年度までの総額を4.3兆円にするとしている。政府は、そのために14.6兆円の追加費用が必要とし、税外収入による「防衛力強化資金」の創設、決算剰余金の活用、税制措置（増税）、歳出改革で賄うとしている。防衛力財源確保法はこの重要な柱である「防衛力強化資金」の創設を定めるものだ。

政府は、特別会計などの流用による税外収入で4.6兆円を確保し、うち1.2兆円を2023年度の防衛費に充て、残りの3.4兆円を「防衛力強化資金」に繰り入れ、2024年度以降の防衛力強化に使うとしている。同資金は、防衛省が複数年にわたって自由に使えるものであり、会計年度ごとに予算を作成して国会で審議する「単年度主義」を柱とする財政民主主義に反することになる。

4.6兆円の税外収入には、国立病院機構や、社会保険病院などを運営する地域医療機能推進機構の積立金の一部を返納させることも含まれている。国公立病院は老朽化のため改修が必要な施設が多く、医療機器が購入できなかったり、看護師の大量離職が起きているなど対応が急務だ。医療に回すべき財源を防衛費財源に回すのは本末転倒だ。

政府はこのほか、決算剰余金の活用で3.5兆円、増税によって3.5兆円、歳出改革で3兆円と財源確保法を示し、14.6兆円の追加費用とすると説明している。

決算剰余金はこれまで補正予算の財源に充当されてきた。これを防衛費に回せば補正予算の財源が不足し、赤字国債の増発は避けられない。「国債ロンダリング」との批判も起こっており、国債を防衛費の追加財源にしないという政府の説明とも矛盾する。

増税による3.5兆円の確保は、法人税、たばこ税の増税に加え、復興特別税の約半分を防衛費財源に回し、来年度以降実施するとしているが、被災地復興のための財源を防衛費に転用することに大きな批判が起こっている。

歳出改革での3兆円の捻出では「社会保障関係費以外」で行うとしているが、医療、介護、年

金等の改悪が続いておりその保証はない。

防衛力強化を推進するための財源確保法は撤廃し、財源を国民のくらしを守るために使うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

この意見書の一番最後の辺り、「防衛力強化を推進するための財源確保法は撤廃し、財源を国民のくらしを守るために使うことを強く求める。」と、福祉に使ってほしいねということでしょうね。今、この日本は二千六百七十数年、国家として続いております。この間、先人たちがこの国を命がけで守ってきた。つまり、国を守るということは最大の福祉である。ゼレンスキー大統領をはじめ、ウクライナの人々が必死で戦い、守ろうとしているものはそのようなものであると思う。

さて、我が国周辺において最大の懸念は中国による力による現状変更だと言われております。戦後、共産党が支配する中国はチベットやウイグルの人々を弾圧、殺りくし、発展自治区として併合しました。今日ではその触手を東シナ海、南シナ海へ伸ばそうとしていると。中国のみならず、ロシアや北朝鮮はいまだに東西冷戦構造から抜け出ることができない希有な国防体制の中にあります。簡単に言えば、チベットなどを例に見るならば、隣の国が敵性国家だと不利になるので、力づくで支配し、占領下に置く、これが彼らの国防の基礎なのであります。民主主義を重ん

じる我々にとって迷惑極まりない話であります。

そんな視点で台湾を見たとき、我が国にとって非常に注視する事態となっております。今、我が国では3つのフェーズ、いわゆる局面から防衛対応を行おうとしています。まず、重要影響事態。これはそのまま何もせず放置すれば、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態のことを指します。さらに深刻な事態が存立危機事態。我が国が直接攻撃は受けてないんだけど、我が国と密接な関係にある国が攻撃されたことで我が国の存立が脅かされ、国民の生命に明白な危険がある事態のことを指します。最悪なのが武力攻撃事態、これは説明しなくても分かると思いますね。このような状態になれば我々国民は相当な覚悟が求められてきます。そのようなことにならないよう、彼らが一線を越えないよう様々な形態での抑止力が必要不可欠なのであります。

では、台湾問題は今、どのフェーズにあるのでしょうか。私は、既に重要影響事態にあると考えております。さっきも触れました。そのまま何もせず放置すれば云々というやつです。我が国においても、中国やロシア、北朝鮮とは海を隔てています。習近平は、沖縄を琉球と呼び始めました。尖閣どころか沖縄全土を視野に入れていると思われる。

さて、防衛費を5年間で1.6倍、43兆円に増額するに当たって国民にはしっかりと説明しなければなりません。どこをどの程度補強しなければ適切な抑止力を確保できないのか、岸田総理の言葉で伝えることが重要なのであります。この数十年、防衛力に関わる課題は後回しにされ、棚上げにされてきました。隊員の処遇はもちろん、実践的訓練に関わる費用、陸・海・空連携の防空能力、施設の老朽化、隊員や装備の輸送力、長期間戦える継戦能力、敵基地攻撃能力、1万社を超える防衛産業の強化など、数えたら切りがありません。介護や医療、少子化など、国内事情にはニーズ対応できるのに、なぜ防衛は置き去りになったのでしょうか。今、そのツケが我々に回ってきたのであります。

この意見書に賛同する議員に問いたい。抑止力という防波堤が崩れたとき、この国は焦土と化す。ウクライナでは赤ちゃんや子供たちまで容赦なく殺されている。それでもこの意見書に賛同されますか。あなた方のおじいさんやおばあさんが命をかけて守ろうとしたものは一体何だったのか、もう一度胸に手を当てて考えてほしい。この南部町がウクライナのヘルソンのようになったとき、やがてこの国を引き継ぐ子供たちはあなた方を許さないだろう。以上、討論とします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は提案者ですから、ぜひ採択したいということ、賛成での討論を申し上げます。

先ほど反対討論がございました。しかし、今の世界の動きを十分に見るべきではないでしょうか。中国に対しての脅威を述べられました。しかし、どうでしょう。アメリカと中国は最近、非常に外交官、あるいは軍事の関係の人も出て話し合っております。抑止力を強化するんだといって武器を今こっちでそろえること、そのことでこれが抑止力になるというんですけど、しかし、かつてを見てください。向こうが戦車を10台買えばこちらは100台買う。こっちが100台買ったなら戦車を、こんな軍事にばかりお金を使ってやったことはどうでしょう。結局一旦ショートしたら大変なことになるんじゃないでしょうか。それは、リーダーはいいと思いますよ。戦争になった場合、一番困るのは子供、女性ですよ。こういうことを繰り返していいでしょうか。かつて日本はそのことをやりました。

今一番必要なのは、先ほど反対者は何もしてないとか、そうじゃないです。今一番必要なことは外交ではないでしょうか。今、東南アジアではASEANでアジア同士は仲よくしよう、みんな理解し合ってやろうということで、1年間に1,000回も会議を持って十分相手の気持ちを酌みながら、そこでお互いに協調していこうとやっているんですよ。さらに、今、ASEANが提案していることは、アジア全体、東南アジアも含めて一つになって、一緒に協定を組んでやろうじゃないかと言ってる外交ではないでしょうか。お互いが武器を連ねて戦うこと、これよりも本当に安心して住める、そういう国づくりをすることが一番重要ではないでしょうか。私はそのことをまず訴えたいと思います。

さて、今、ここで、14号で言っているのは、今回の防衛についての最大の特徴は、戦後の安全保障の政策の大転換を掲げていることです。専守防衛を完全にながり捨てることを宣言した安保3文書に基づいて、5年間で43兆円という大軍拡を進める戦争国家づくりというべきではないでしょうか。軍拡のために国民の暮らしが、今必要な予算が削られ削減されること、社会保障、教育関連の費用、物価高騰対策費用など、大きく後退することは明らかではないでしょうか。政府はそのために14.6兆円の追加費用が必要だと税外収入による防衛力強化資金、このことを創設し、決算剰余金の活用、税制措置、いわゆる増税ですね、歳出改革で賄おうとしておりますが、防衛力財源法は重要なことであり、柱であり、防衛強化資金の創設の基となる特別措置法の撤廃を求めるのであります。

なお、付け加えます。6月19日、日本海新聞にこういう社説が載っております。禍根を残す前貸しだということ、この防衛財源法ですね。細かくあるんですけども、あやふやな理屈やっていること。そして、絵に描いた餅にすぎない、こうしております。

そして、最後には、載っているのは、共同通信が5月にまとめた世論調査では、防衛増税を支持

しないが80%を占め、その理由は今以上の税負担に国民が耐えられない、これが48%で最多だった。物価高騰に賃上げや年金が追いつかない現状を考えれば、そもそも増税は絵に描いた餅である、この点を岸田首相は気づくべきだ。ずさんな財源策の原因は、身の丈に合わない巨額防衛費にあり、その見直しは今からでも遅くない、このように新聞はくくっております。ぜひ皆さんこの発議にどうぞ賛同いただき、ぜひ可決していただきたい、このことを申し上げて私の討論といたします。

○議長（景山 浩君） 反対者ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、原案に反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。発議案第14号の意見書に対して反対討論をします。

今年の3月の防衛大学校での岸田総理の訓示から引用すれば、国民の命や暮らしを守り抜く上で、我が国にとって望ましい国際環境をつくるための外交努力は必要である。自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視しつつ、多国間協力で推進する積極的な外交を展開していくことが不可欠である。同時に、外交の裏づけとなる防衛力が必要であるとの訓示がありました。ここに国の防衛力強化の必要性を感じたところです。他国との外交によって戦争を未然に防ぐことが最も重要であると思います。

しかし、外交努力を尽くしても戦争に至ってしまうことがあります。国際社会で、国際連合安全保障理事会の常任理事国のロシアがウクライナを侵略しました。皆さんは人ごととして捉えているのではないのでしょうか。軍事的には、ウクライナはロシアから国を守るために十分な力を持っていないと思われたために、ロシアに侵略の思いをとどまらせることができないまま今の現状に至り、ウクライナ国民、子供たちも含め、大きな被害が出ています。

戦争を未然に防ぐため、国、国民の生命、財産を確実に守り抜く力を持って、他国に日本を攻めても目標を達成できないと思わせることが必要であるというふうにも思います。確かに景気不安定な現状において防衛費の大幅な予算措置は、現状大変だというふうにも思います。ただ、日本政府はそれだけ国際的な危機感を持っての、また行動でもあるというふうにも思います。今の国際状況を鑑み、平和ぼけから目を覚ましていただき、防衛力の抜本的強化に賛同いただきたいと思います。よろしくお願ひし、以上、反対討論とします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束博信です。私、この発議案第14号、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の撤廃を求める意見書に賛成の立場で討論したいと思います。

私は、この防衛力保持について反対するものじゃないんですが、防衛費の意見書については昨年12月の議会において提案がありました。昨年12月16日に、国家安全保障戦略など、安保3文書の改定を国民の議論を経ずに、有識者、与党協議、こういうことで、非公開の議論だけで閣議決定されました。それはこの意見書にもありますように、5年間で43兆円もの防衛予算とするもので、増税することを一方的に表明したものであります。

戦後、日本は憲法9条に基づき、平和国家として専守防衛に徹してきましたが、それを脱却して他国のミサイル発射拠点基地を攻撃できる反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力を保有し、打撃力とするもので、これは国の大きな政策の転換でしたが、これも国民への議論はないままであります。今回の法律は、税外収入を安定的に確保できるのか、財源の裏づけがないものを財源確保法として成立させたことに私は違和感を覚えております。明らかに増税が前提での法律であるにもかかわらず、その内容を明確にせず、結論を先送りするというものです。

意見書にもありますが、東日本大震災の復興税も転用する形としており、帰宅困難地区がいまだに存在しております。震災が復興しているとは思えません。かつ、福島第一原発の廃炉さえめどが立っていない状況。なぜそんないかげんな法律をつくる必要があるのか私には納得ができません。そもそもなぜ2023年から27年の間に総額43兆円も投じなければいけないのか、この説明がないままに政府は頭ごなしで決定ばかりしております。どんな内容で、なぜその額が必要なのかを、積み上げたものを国会でちゃんと議論して、国民に周知しないのでしょうか。新たに財源が必要であれば、防衛財源として設けるためにきちんと正面から議論していくことが国会の役割ではないかと私は考えます。今のままでは国民を欺いたような形で内閣支持率も急落し、国民の支持が得られないのは明らかだろうというふうに思います。

余分ですが、異次元の子育てに関する財源も不透明のままです。私は言いたい。今、国民が直面している課題は燃料代や電気代、そしてあらゆるものの物価高騰などによる生活の苦しさであります。労働者の賃金は少し上昇したようではありますが、非正規労働者や年金生活者は目減りばかりで置き去り、大変苦しいものとなっております。こちらに対策を打つ政策または法律の制定の考えの気配さえ全くありません。私は、物価高国民生活確保法と名前を変更したいぐらいの気持ちです。国民の声をよく聴く、丁寧な説明をしようと言っていた岸田首相はどこに行ったのでしょうか。少なくとも早く国民の、聞く耳を持ってほしいものであります。

12月にも言いましたが、戦後、日本が平和国家の道を歩んだ基盤には、とてつもない被害をもたらしたさきの大戦の反省があります。戦争は二度と繰り返さないと誓った政治家、先人たちの意思である専守防衛は近隣周辺諸国との信頼構築だったのです。冷静さを取り戻し、地域の緊張緩和に粘り強く外交に力を注いでいくべきと考えます。日本が進むべき道を誤ってはなりません。そして、この曖昧な防衛費財源確保法は、今からでも遅くはないので、早く見直して撤廃すべきものと考え、この意見書に賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第14号、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の撤廃を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 賛成少数です。本案は否決されました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理、地方行政調査、各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第3回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもって令和5年第3回南部町議会定

例会を閉会いたします。

午後 2 時 1 0 分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 6月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月9日の開会以来、本日まで12日間にわたり、補正予算等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対して深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

町長はじめ、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

これから大雨による災害の発生しやすい時期になってまいりますし、本格的な夏を迎えることとなります。熱中症対策に万全を期していただき、町民皆様の健康とますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月9日から本日まで12日間にわたって開催され、令和5年度一般会計補正予算をはじめ4議案について御審議いただき、本日全議案とも御賛同賜り、御承認いただき、誠にありがとうございました。

12、13、14の3日間にわたり、11名の議員の皆様から町政に関する一般質問を頂戴いたしました。農業、特に小規模農家への対策、携帯電話の不感地帯の課題、森林環境税による森林整備支援、またフルーツロード構想による活気あふれるまちづくりへの提言、そして少子化や子育て支援のことについてもいろいろな提案をいただきました。今、話題の人工知能ChatGPT、今後のコロナ対策など、幅広い政治課題について御質問を頂戴いたしました。私も全力で答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった部分、そして不足した部分もあったかと思えます。今後とも御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

議長からありましたように、これから梅雨前線が活発化し、線状降水帯による豪雨の危険が増

す時期を迎えます。米子市の平均気温を100年換算しますと2.5度上がっていると気象庁は発表しております。海面水温の上昇は異常気象の原因ともなっており、今、日本海では捕れていた魚が捕れないという現状も聞かれます。何度も何度も申し上げていますが、防災マップをぜひ町民の皆様はいま一度御確認いただき、御自宅が土砂災害の危険か、浸水区域内での危険なのか、御家族や御近所でいま一度共有いただき、避難情報についても点検をしていただきたいと思います。

改めて申し上げますと、避難情報は警戒レベル1から警戒レベル5を用いて避難行動をお伝えするように昨年から変わっています。警戒レベル1、2は気象庁が発表します。警戒レベル3は高齢者等避難で、避難に時間を要する方は避難を開始するということになっております。避難レベル4は避難指示になっております。速やかに安全な場所に避難をお願いいたします。避難レベル5は既に緊急安全確保で、既に町内で激甚の災害が発生しているおそれがあります。命を守る行動を取っていただく場合に発令するようになります。そして、避難に際してはどこに避難すべきかを事前に話し合っておくことがとても大切だと言われています。できれば2か所以上の避難所を話し合っておいていただきたいと思います。防災訓練や土のうの準備など、防災に関して御心配な点がありましたら、お気軽に総務課、防災担当にお問合せをお願いいたします。

議員各位におかれましては、閉会中であっても御指導をいただきますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。
